

生産緑地法等改正の主な経緯

平成27年4月 都市農業振興基本法の制定

平成28年5月 都市農業振興基本計画（閣議決定）

●都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」から

「都市にあるべきもの」へ転換



平成29年6月

「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布
（生産緑地法含む）

生産緑地法の主な改正点

- 生産緑地地区に関する都市計画
 - ・ 一団性要件の運用の緩和
 - ・ 300m²以上で、条例で定める規模に引き下げ可能
- 生産緑地地区内の行為制限
 - ・ 直売所や農家レストラン等の設置可
- 生産緑地の買取り申出
 - ・ 申出可能時期を10年延伸する
「特定生産緑地制度」の創設